

東京電力株式会社の電気料金値上げに関する意見書

東日本大震災の発生以降、本区の公共施設をはじめ、企業、区民は、節電のための数々の取り組みや協力を進めてまいりました。こうした状況の中、東京電力は火力発電の燃料費等の大幅な増加を理由に、産業・業務向け（自由化部門）の電気料金については平均一七%の値上げを四月から実施し、さらにこの五月十一日には、家庭や商店・事務所などの低圧の電気使用者の電気料金について、七月一日から月平均一〇・二八%の値上げを経済産業省に認可申請したところです。

電気料金の値上げの理由は、火力発電の燃料費の大幅な増加等のためとされており、人件費の削減や資産等の売却など徹底したコスト削減をしてもなお現行の料金収入では賄いきれず、年平均六千七百六十三億円ほどの不足分について値上げをする必要があるとしております。

しかしながら、こうした理由は、値上げを正当化するだけの十分な説明根拠となっておらず、今後の経営合理化方針や費用の積算根拠、コスト削減努力の具体的な取り組みなど、区民が十分納得できる説明が今まさに求められています。とりわけ家庭向けの電気料金は、その地域の電力会社からしか買えない「地域独占」のため、電力会社同士の値下げ競争もなく、こうした独占による高コスト構造の解消の見通しも十分なされていない中で、家庭向け電気料金の値上げは到底容認できるものではありません。

わが国における今日の経済状況は、長引くデフレの影響や歴史的な円高の影響を受け、依然厳しい環境に置かれており、こうした中で電気料金の値上げは区民生活や経営基盤の脆弱な区内中小企業者の経営に与える影響は計り知れず到底看過できないものです。よって、中央区議会は、政府に対し、次の事項を強く要望します。

記

- 一 料金認可申請に対しては、区民生活や中小企業への多大なる影響を踏まえ、安易な値上げをせず慎重に審査すること。
- 二 電力会社に対し、経営合理化方針や費用の積算根拠、コスト削減努力の具体的な取り組みなど、丁寧でわかりやすい情報提供を区民等に行うよう指導するとともに、経営の合理化の確実な推進を図るよう監視・指導に努めること。
- 三 電力会社に対し、区民の負担を少しでも軽減するための節電・節約方法を周知徹底し、顧客の相談に十分に応じるよう指導すること。
- 四 電力市場のさらなる自由化を進め、電気事業への民間事業者の参入促進、一般家庭・中小企業向け（規制部門）への自由化拡大を図ること。

右、地方自治法第九十九条の規定により、中央区議会の総意をもって意見書を提出します。

平成二十四年五月三十一日

東京都中央区議会議長 石田英朗

内閣総理大臣
あて